

当社が実施しているコンプライアンスシステム

Geicoでは、企業コンプライアンスに常に真剣に取り組んでいます。これを念頭に置き、当社では、役員、社員、共同者のビジネス上の行動について自発的に組織モデルを実施しています。これは、企業の社会責任に関する2001年6月付法令231号8条、企業犯罪の更生に関する2002年4月11日付法令第61号、その後および最近行われた、特にセキュリティに関する規制の変更に基づくものです。

倫理規定は、このモデルに不可欠な一部分であり、企業の「憲章」、道徳的な権利と義務に関する宣誓文として、企業構造の各メンバーの倫理的、社会的責任を確立するものです。

これは、企業の役員、管理職、社員、さらに往々にして、多様な利害関係者グループのサプライヤーにまで対象範囲を広げ、倫理的、社会的責任を明確に正確に定義するものであるため、企業のために、また企業の代理として働く者の無責任な、あるいは違法な行動を防止するために企業が利用できる効果的な手段です。

企業内で倫理を実施するための主なツールであると言えます。

倫理規定は、企業経営のツール、オペレーションや人間関係を公正に効果的に管理する手段となり、その会社の評判を支え、外部の信頼を作り出しています。

倫理規定およびそれに基づく徹底的なリスク分析に加え、当社では一連の規定および手続きと、適用される法律に関するトレーニングプロセスを実施しています。これらすべてが一体となり、社員が個人的な利益を求めて犯す可能性のある犯罪を理由に企業が刑事裁判所に出頭することを回避するため、すべての社員が遵守を求められる効果的な統合パッケージとして成立しています。完全な組織モデルは、当社からご提供することが可能です。

東京証券取引所に上場する株式会社大気社が、Geico SpAの株式の51%を2011年に取得したことにより、Geicoグループは日本における上場企業に適用される規定の遵守を義務付けられています。